

緊急小口資金等の特例貸付の借受人への フォローアップ支援について

1. 借受人へのフォローアップ支援について
(令和4年10月28日付け事務連絡)
2. 支援のイメージ
3. 都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会の皆様へ
4. 自立相談支援機関の皆様へ
5. 福祉事務所設置自治体の皆様へ
6. 体制整備の事例 (社会福祉協議会・自立相談支援機関)

(参考)

- 償還免除の取扱い (令和3年11月22日付け通知)
- 償還猶予の取扱い (令和4年10月28日付け通知)



こちらの
QRコードから
視聴できます

緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について（概要）（令和4年10月28日付け 事務連絡）

- 緊急小口資金等の特例貸付については、令和5年1月から償還が開始される場所、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対し、以下のとおり、フォローアップ支援を行う。

1 償還免除を行った借受人

- ・ 自立相談支援機関に借受人の**情報を提供、訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型の積極的なフォローアップ支援**【社協】
- ・ 社協から情報提供を受け、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所と連携するなど、今後の生活再建に向けた支援を実施【自立相談支援機関】

2 未応答の借受人

- ・ 償還開始の案内時に償還免除申請を**再案内、個別の郵送や電話等による償還免除のプッシュ型**による申請勧奨【社協】
- ・ その際、**償還に関する相談**を呼びかけ、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できること、**償還猶予や少額返済**の方法があることを周知【社協】

3 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人

(1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内

- ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、償還が難しい借受人には償還猶予を適切に案内【社協】
 - ✓ 猶予後の償還可能性を厳密に求めず、**相談時点で償還困難な状況がある場合には積極的に猶予適用**
- ・ 計画どおりの償還が難しい借受人には、**償還計画の変更**や**少額返済**を認める【社協】

(2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援

- ・ **訪問等のアウトリーチ**による**プッシュ型支援**により、償還が遅れている借受人の生活状況を把握し、自立相談支援機関等の支援につなぐ【社協】
- ・ 必要に応じ、**借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当である旨の意見を社協に提出**【自立相談支援機関】

4 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者

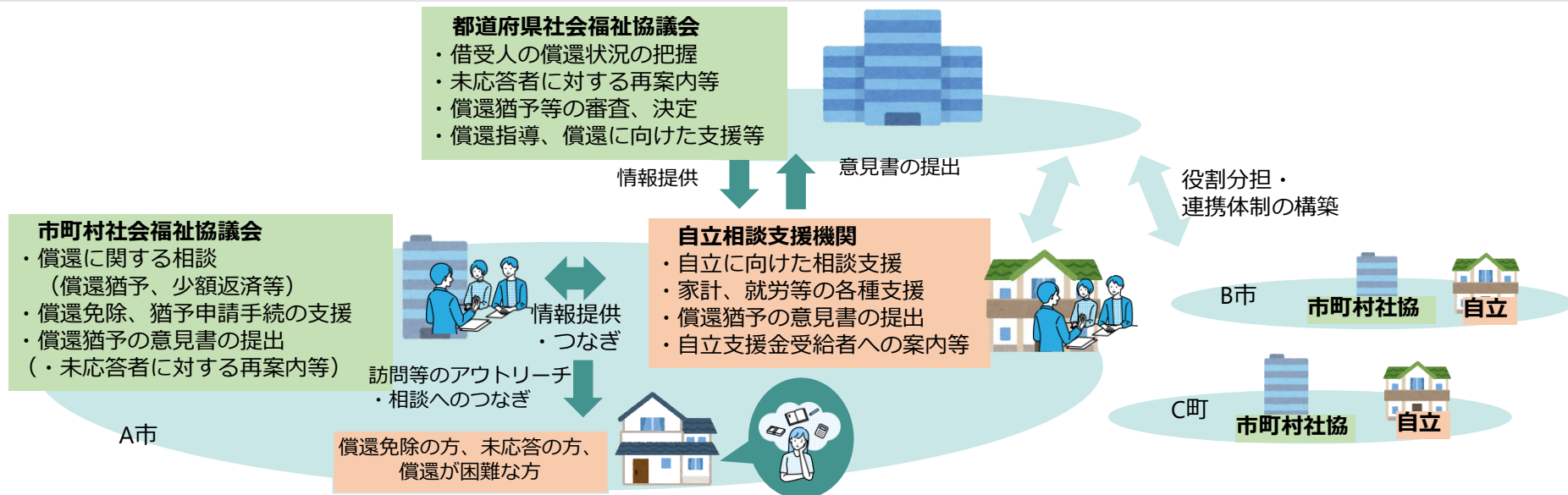
- ・ 自立支援金の受給終了者に対し、**プッシュ型**で①特例貸付の償還免除・猶予等、②生活にお困りの場合の相談窓口を案内【自立相談支援機関】
- ・ 生活課題等のアセスメントを踏まえた支援や**アウトリーチによる相談支援**【自立相談支援機関】

※「物価高克服・経済再生実現のための経済対策」（R4.10.28閣議決定）に伴う補正予算の関連事業において、**自立相談支援機関によるアウトリーチ等を行うために必要な経費の支援**を盛り込む予定

フォローアップ支援のイメージ

(都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会・自立相談支援機関の連携)

借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制の構築をお願いします。



※役割分担のイメージ (一例)

	都道府県社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会 (貸付に関する身近な相談窓口)	自立相談支援機関
償還免除の方	・プッシュ型のフォローアップ支援	・(プッシュ型のフォローアップ支援)	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計・就労等の各種支援
償還免除申請未応答の方	・未応答者に対する償還免除や償還の相談についての再案内等	・(未応答者に対する再案内等) ・償還免除申請手続の支援 ・償還に関する相談	・自立支援金受給者への償還免除や相談窓口についての案内等
償還免除とはならないが償還が困難な方	・償還猶予等の審査、決定 ・償還指導、償還に向けた支援	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・償還に関する相談 (償還猶予・少額返済等) ・償還免除、猶予申請手続の支援 ・償還猶予の意見書の提出	・訪問等のアウトリーチ・相談へのつなぎ ・自立に向けた相談支援 ・家計、就労等の各種支援 ・償還猶予の意見書の提出

都道府県社会福祉協議会・市町村社会福祉協議会の皆様へ (自立相談支援機関等との連携体制の構築)

- 都道府県社会福祉協議会の主導により、地域の実情に応じて、**市町村社会福祉協議会をはじめ、自立相談支援機関や法律相談機関等の関係機関との連携体制づくり**をお願いします。
- 市町村社会福祉協議会には、借受人から多くの相談がなされることが予想されます。このため、連携体制づくりにあたっては、以下のこともご検討ください。
 - ・ **都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の役割の整理**
 - ・ **円滑な相談支援スキームや相互に情報共有できる仕組みの構築**

<体制整備について>

- 借受人に対して丁寧な相談支援が実施できるよう、債権管理費を活用し、地域の実情に応じて、市町村社会福祉協議会にも必要な人員を配置できるよう検討をお願いしているところです。
- 効率的かつ重点的に支援を行うための工夫として、例えば以下の取組が考えられます。
 - ✓ 文書封入・発送や収納代行業務等の事務に関する委託
 - ✓ 訪問支援チームの編成
 - ✓ 外国人に対応するための通訳人の配置や関係機関への業務委託 等

自立相談支援機関の皆様へ

- 特例貸付の償還が免除又は猶予された借受人は、生活に困窮している場合も多いことから、自立相談支援機関による支援の必要性が高いと考えています。
- このため、自立相談支援機関においても、**生活困窮者の自立に向けた支援を実施する本来の役割**として、必要な支援を実施していただきますようお願いします。

1. 社会福祉協議会との連携

- 社会福祉協議会から借受人に関する情報提供を受ける際は、円滑に相談支援を行うことができるよう、**都道府県・市町村社会福祉協議会との間で、予め情報共有の方法について調整するなど、連携体制の構築**をお願いします。

2. 借受人への支援としてお願いしたいこと

(1) 償還困難な方が相談に来たときの対応

- 生活保護を受給しているなど償還免除の要件に該当する場合は、社会福祉協議会につないでください。
- **「猶予を行うことが適当である」旨の意見書の作成**にご協力をお願いします。償還が困難な方について、償還猶予とする要件の1つに「自立相談支援機関の意見書の提出」があります。

※判断に悩む場合は、厚生労働省までご相談ください。

※提出の際は、都道府県・市町村社会福祉協議会に事前に連絡するなどご調整ください。

(2) 生活再建に向けた支援

- 償還免除となった方・償還猶予中の方に対して、訪問等によるアウトリーチや家計改善支援事業の活用など、**生活再建に向けた積極的な支援**をお願いします。

福祉事務所設置自治体の皆様へ

1. お願いしたいこと

(1) 自立相談支援機関の支援体制の整備

- ・ 償還免除や償還猶予が決定された借受人等の生活再建に向け、自立相談支援機関において必要な支援を行えるよう、支援体制の整備をお願いします。

(2) 家計改善支援事業の実施・充実

- ・ 借受人への支援では、家計支援を通じた収支の安定や債務整理へのつながりが効果的であると考えられるため、**家計改善支援事業の積極的な実施**や体制の充実をお願いします。
- ・ その他、以下の実施もご検討ください。
 - ・ 債務整理に向けた、弁護士等との連携を含めた**法律相談の実施**
 - ・ **借受人の債務整理を行った場合の都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会への情報提供**
(償還免除の要件に該当する場合があります ※ 7 ページ参照)

(3) 関係機関との連携

- ・ 償還が困難な借受人を様々な経路から把握し、早期に必要な支援を行うことができるよう、**支援会議等も活用**し、ハローワークなど**関係機関との情報共有・つながりなどの連携体制の構築**をお願いします。

2. 活用可能な予算

- ・ 上記の取組については、**令和4年度第二次補正予算「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」**の活用が可能です。詳しくは動画②をご参照ください。

※活用例・・・自立相談支援機関における相談支援員等の加配、債務整理のための弁護士等との連携、地域のNPO法人等との連携体制の構築 など

社会福祉協議会・自立相談支援機関における支援体制整備の事例

1. 社会福祉協議会の事例（沖縄県）

■ 県社協と市町村協との連携

1. 連携体制の構築

市町村社協に対する説明会（償還支援にかかる市町村社協の役割）やアンケート（アウトリーチ支援の実施状況など）等の実施により、密に連携。

＜市町村社協に対して実施したアンケート項目の例＞
 気になる世帯に個別に免除申請支援をできているか
 ノアウトリーチを行った層ノアウトリーチの課題 等

2. 借受人情報の共有

今後、市町村社協にシステムを導入し、県社協を介さず、借受人の貸付・償還状況を把握できる環境を整備。

都道府県社協



課題や取組状況の共有 ↑ ↓ 説明会やアンケート等を用いた情報共有

市町村社協



アウトリーチ



■ 県・市町村社協それぞれでのアウトリーチ

- 県社協と市町村社協で役割を分担してアウトリーチを実施。（予定）

	役割	対象	体制
都道府県社協	償還に向けた支援・督促	滞納世帯など	県内7地区ごとに訪問員を1人ずつ配置
市町村社協	生活の再建に向けた支援	償還免除者など気になる世帯（※1）	貸付件数に応じた人員配置（※2）

（※1）個別支援は、ひとり親世帯／CSWやフードバンク事業など他事業で関わっている世帯など、地域の実情に応じて実施。

（※2）市町村社協における貸付件数に応じた人員配置

貸付件数	3万件～	1万5千件～	1万件～	3千件～	1千件～	1千件未満
配置人数	10人	5人	4人	3人	2人	1人

2. 自立相談支援機関の事例

■ 訪問によるアウトリーチ支援（富山県射水市）

- 特例貸付の借受人への支援を行う支援員を2名配置。（SN交付金を活用）
- 総合支援資金貸付を受けた全世帯（275世帯）に対して、まず電話により生活状況を把握。
- そのうち、「生活の再建が見込まれず支援が必要」と答えた方に支援を行うほか、支援を望まない方についても、収支のバランスや債務状況、公共料金の支払状況等を踏まえ、必要性が高いと判断した場合には訪問することを予定。

■ 電話を活用した支援（京都府）

- 各保健所が直営で町村部の自立相談支援を実施しているが、時間外対応や要支援者の掘り起こしまでは困難なことから、生活困窮者の専門的な支援機関である一般社団法人が、庁舎の閉庁時（※）の電話相談対応や、電話相談等を促す案内チラシの全戸配布などの幅広い広報を行うことにより支援体制を強化。
 ※平日の17時～19時や土曜日の9時～17時

■ 関係機関と連携したアウトリーチ支援（東京都稲城市）

- 地域包括支援センター・子ども家庭支援センター・税務部署・市民課など、庁内の他部署と連携。
- 庁内の他部署が把握した事例でも、家計に課題がある、家主との関係が悪化しているなど複雑化・複合化した課題は、自立相談支援機関で対応。（新規相談の約20%が他部署からの紹介によるもの。）
- 訪問に対応できる相談員を3名配置（負担金やSN交付金を活用）し、他部署からつながった事例など毎月10～30件ほど訪問同行を実施。

(参考) 特例貸付における償還期間中の償還免除の取扱いについて

(令和3年11月22日付けで発出した償還免除通知の概要)

○ 特例貸付における償還期間中に償還困難となった場合には、やむを得ない事情がある場合はそれぞれの事情に応じて、残債を免除する。

特例貸付における償還期間中の償還免除の要件		償還計画額	償還未済額
		償還期限までに償還するとして償還予定額	償還開始以降に償還計画通りの償還がされずに延滞となっている金額
1. 借受人による申請免除	① 償還免除特例の判定時期以後に、借受人及び世帯主が住民税非課税（均等割が非課税であること）となっている場合	○（残額を免除）	—
	② 生活保護を受給した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③ 精神又は身体に著しい障害を有し、精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④ 償還開始以降12か月以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの償還未済額が増加しており、かつ、住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯若しくは当該世帯と同等と都道府県社会福祉協議会において判断される世帯である場合	—	○（未済額を免除）
2. 相続人への職権免除	① 死亡した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	② 失踪の宣告がされている場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
3. 都道府県社協による職権免除	① 自己破産の手続き又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	② 12か月以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	③ 12か月以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合	○（残額を免除）	○（未済額を免除）
	④ 償還期限到来後2か年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合（均等割が非課税であること）	—	○（未済額を免除）
	⑤ 償還未済額の時効が完成している場合	—	○（未済額を免除）
	⑥ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合	○（残額の全部又は一部を免除）	○（残額の全部又は一部を免除）

※ 償還免除後も、自立相談支援機関等による継続的な支援を受けるようフォローアップ支援を行う。

(参考) 緊急小口資金等の特例貸付における償還猶予の取扱いについて

(令和4年10月28日付けで改正した特例貸付の局長通知等の概要)

- 特例貸付における償還が困難となった場合には、償還が困難なやむを得ない理由により償還を猶予する。

(1) 償還が困難であるとのやむを得ない事由が認められる場合の対象要件	(2) 申請に必要な書類等
①地震や火災等の被災した場合	被災証明書、り災証明書 等
②病気療養中の場合	診断書、病状証明書 等
③失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票 等
④奨学金や事業者向けのローン（住宅ローンを除く）など、他の借入金の償還猶予を受けている場合	他の借入金の償還猶予を受けていることが確認できる書類
⑤自立相談支援機関に相談が行われた結果、当該機関において、借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見が提出された場合	自立相談支援機関からの意見書
⑥都道府県社会福祉協議会が上記と同程度の事由によって償還することが著しく困難であると認める場合 (やむを得ない事由の例) ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない（直近3か月の収入が住民税非課税相当を目安に判断）。 ・DV等の被害を受けて避難している。 ・多重の債務があり、債務整理を行う可能性がある。 ・公共料金等の滞納が続いており、生活に困窮している。 等	面談等を通じ、生活状況を聴取した上で、やむを得ない事由かどうか判断

(備考)

- 償還猶予の期間は原則1年間。
- 生活再建に向けた必要な支援を適切に行う観点から、可能な限り、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関の支援を受けるものとする。
- あらかじめ借受人から個人情報の提供の同意を得られている場合には、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応を実施。
- 猶予の適用期間中に、償還免除の要件（住民税非課税、生活保護の受給、重度障害の認定、自己破産等）に該当する場合は、残債分を償還免除する。